原議保存期間	30年（令和33年３月31日まで）
有効期間	二種（令和3年12月31日まで）

警察庁丁企画発第１４８号
令和３年３月１９日
警察庁長官官房企画課長

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長
殿

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態の終了に伴う業務上の留意事項について（通達）

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態の終了について（通達）」（令和３年３月18日付け警察庁丙備二発第14号ほか）により示されたとおり、本年３月21日をもって緊急事態が終了することが公示された。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和２年３月28日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定）（令和３年３月18日付け変更）」は、緊急事態措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」という。）から除外された後においても、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、不要不急の外出自粛要請、催物に係る規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）や飲食店に対する営業時間短縮要請の対策を段階的に緩和することとしている。

警察業務についても、こうした政府の方針を踏まえた対応が必要となるところ、各位にあっては、警察が主催するイベントの実施等について、下記の点に留意されたい。

なお、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた業務上の対応等について（通達）」（令和３年１月８日付け警察庁丁企画発第４号）については、廃止する。

記

１　警察が主催するイベント、部内における会議等について

警察が主催するイベントについては、地域の感染状況や感染拡大リスク、各都道府県における知事部局から示される催物の規模要件等を踏まえ、開催時期や規模、方法について適切に検討し、実施に当たっては、出席者のマスク常時着用の担保、入退場時の密集回避、席配置の工夫による身体的距離の確保等、基本的な感染防止対策を徹底すること。

また、部内の会議、巡回指導・巡回教養、業務監察・服務監察、会計監査等の実施についても、各都道府県における知事部局からの要請の緩和状況等を踏まえ、同様の検討を行い、基本的な感染防止対策について徹底するほか、オンラインによる実施、

メールや書類等による報告の併用等、職員同士の接触による感染リスクを可能な限り低減させるための取組を継続すること。

なお、個々の業務の実施の当否等の検討に当たり疑義がある場合には、警察庁各主管課と前広に相談すること。

2　職員への指導について

アルコール消毒液による手指消毒、マスクの着用、対人距離の確保等、これまで累次示達されてきた基本的な感染防止対策について、引き続き職員への指導を徹底すること。また、今回、緊急事態措置区域から除外される地域はもちろん、それ以外の地域においても、「緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策についての提言」（令和３年２月25日付け新型コロナウイルス感染症対策分科会）（別添１）で示された「緊急事態宣言解除後地域における当面の間の会食の在り方」及び「緊急事態宣言解除後地域における当面の間の生活の在り方」や、これまで同分科会が累次示してきた「感染リスクが高まる「５つの場面」」（別添２）及び「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」（別添３）の内容を職員に周知するなどし、各都道府県における知事部局の対応も踏まえつつ、感染再拡大防止のための適切な対応を指導すること。